

鉄人 NEWS

THE TETSUJIN NEWS

株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人ニュース事務局
 神奈川県相模原市下九沢1509-4
 TEL.042-764-4128
 FAX.042-762-9593
 編集 鈴木明子
<http://www.tobu21.co.jp>

Vol.8
 2011
 新年号

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

今年も宜しくお願ひ申し上げます。

2011 年度スローガン

ありがとう、「感謝」します

の気持ちで、社員一同頑張ります。



環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法



鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部

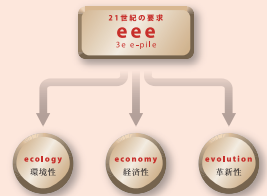
<http://www.tobu21.co.jp>

3e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology（環境性）、economy（経済性）、evolution（革新性）を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。

エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたものだけが与えられる称号です。



排土量が少ない鋼管杭

エコマーク認定番号
 第08131022号

Tobu, 株式会社 東部
<http://www.tobu21.co.jp>

■ 本社
 〒229-1134 神奈川県相模原市下九沢1507-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971
 ■ 地盤評価センター
 〒229-1103 神奈川県相模原市橋本6-5-10 中屋第2ビル5F J号室 TEL.042-775-6303 FAX.042-775-6304
 ■ 住宅建物神奈川検査センター
 〒229-1134 神奈川県相模原市下九沢1507-5 TEL.042-764-4122 FAX.042-764-4127

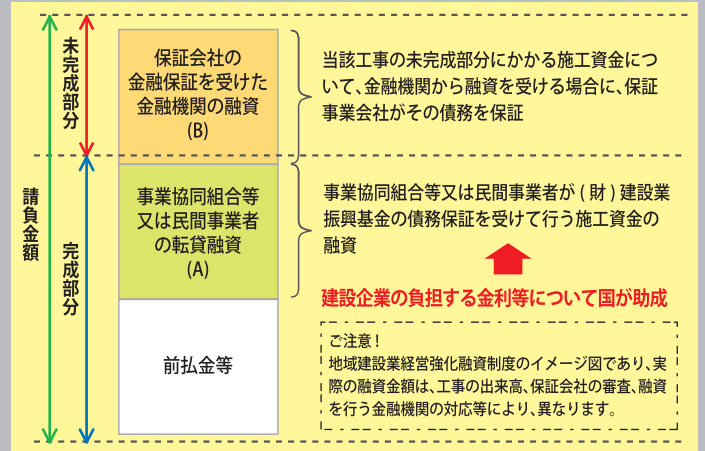


『公共工事の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、融資を受けたいときは・・・』

地域建設業経営強化融資制度を 活用しましょう!!



中小・中堅建設企業が、公共工事等の発注者に対して有する工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関から融資を受けることが可能となる地域建設業経営強化融資制度を平成 20 年 11 月 4 日より実施しています。



イメージ図

健康コラム

ワンポイント



食べすぎ防止
ストレッチ

明けましておめでとうございます
さて皆様方は、昨年の忘年会や新年会等で食べすぎ・飲みすぎによる体重増加していませんか?
そんな皆様にお勧めしたいのが食べ過ぎ防止ストレッチです。
食べ過ぎる前に、一呼吸。
リラックスして、
楽しみながら食べましょう。



ストレッチには、実は食べ過ぎ防止効果があります。何故か? ストレッチの際の深い呼吸により、副交感神経が優位になり、リラックス効果が得られるからです。

ご紹介するストレッチは、下半身に溜まりやすい血液やリンパの流れを良くする事で、むくみに効果があります。

また、お腹をねじる事で内臓機能も活性化し、暴飲暴食で弱った胃にも効果大です。更に、デスクワークで疲れが溜まった、首、肩、腰にも良く効くストレッチです。

椅子に座りながらでも問題ないので、1日5分だけ毎日続けてみて下さい。3日目にはきっと効果を感じられるはずです。



1. 左膝を曲げ、背中が丸くならないように、姿勢を整えましょう。



2. 右手で左足裏をつかみ、左手は後ろにつきまます。



3. ゆっくりと息を吐きながら、つかんでいる左足を伸ばしましょう。手を足首、ふくらはぎに持ち替えてもOK。そのまま、深い呼吸を続けながら、足裏や背中が伸びるのを待ちましょう。



4. さらに息を吐きながら、顔を左側にねじりましょう。この時、両肩が平行に回るようなイメージでねじりを深めていきましょう。そのまま、5呼吸続けましょう。反対側も同様に。

経理マンが行く



中小企業と貸倒引当金

貸倒引当金は、金銭債権を個別評価金銭債権と一括評価金銭債権に区分して繰入限度額を計算しますが、一括評価金銭債権に係る繰入限度額の計算では、中小企業に特例が認められています。

今回は、貸倒引当金の特例についてみてみましょう。

(1) 制度の概要

貸倒引当金の繰入限度額は、債務者が会社更生法や民事再生法の適用を申請した、あるいは再生手続の開始決定があったなど、特別の事由が生じている金銭債権(個別評価金銭債権)とそれ以外の金銭債権(一括評価金銭債権)に区分して計算します。

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額は、たとえば債務者が民事再生法の再生手続の申立てをした場合であれば、債権額の50%相当額というように、債権者の状況によってそれぞれ決められています。

一方の一括評価金銭債権に係る繰入限度額は、期末現在の一括評価金銭債権の額に、貸倒実績率を乗じた額が繰入限度額とされます。この場合の貸倒実績率は、過去3年間の貸倒損失の金額や金銭債権の総額等を基にして計算します。

(2) 中小企業の特例

資本金1億円以下の中小企業については、一括評価金銭債権にかかる貸倒引当金の繰入限度額を、(1)で説明した貸倒実績率によらず、業種ごとに決められている「法定繰入率」によって計算することができます。

期末現在の一括評価金銭債権の金額に法定繰入率を乗じた額が繰入限度額となります。中小企業にとって貸倒実績率を計算することが事務的な負担となることから認められている制度ですが、貸倒実績率によることも当然認められません。中小企業は有利なほうを選択できるということです。法定繰入率は以下のように決められています。

- ・卸売業、小売業(飲食店業、料理店業を含み、割賦販売小売業を除く)
・・・1,000分の10
- ・製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業、修理業を含む)
・・・1,000分の8
- ・金融業、保険業・・・1,000分の3
- ・割賦販売小売業、包括信用購入斡旋業、個別信用購入斡旋業
・・・1,000分の13
- ・その他の事業・・・1,000分の6

ただし、資本金1億円以下の法人であっても、その法人が資本金5億円以上の大法人の100%子会社である場合、あるいは相互会社の100%子会社である場合には、この特例は適用されず、資本金が1億円を超える法人と同様に、貸倒実績率による繰入しか認められません。